

大 市 総 第 8 8 号
令和3年11月19日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第262号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月19日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和3年11月30日(火) 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

| | | |
|---------|---|-------|
| 第93号議案 | 大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… | (1) |
| 第94号議案 | 大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例…………… | (2) |
| 第95号議案 | 大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… | (3) |
| 第96号議案 | 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… | (6) |
| 第97号議案 | 大村市工場設置奨励条例の一部を改正する条例…………… | (9) |
| 第98号議案 | 大村市裏見の滝自然花苑条例の一部を改正する条例…………… | (10) |
| 第99号議案 | 工事施行に関する基本協定の変更について…………… | (11) |
| 第100号議案 | 工事施行に関する基本協定の変更について…………… | (12) |
| 報告第12号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）… | (13) |
| 報告第13号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）…………… | (15) |
| 第101号議案 | 令和3年度大村市一般会計補正予算（第11号） | |
| 第102号議案 | 令和3年度大村市一般会計補正予算（第12号） | |
| 第103号議案 | 令和3年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号） | |
| 第104号議案 | 令和3年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） | |
| 第105号議案 | 令和3年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） | |

第93号議案

大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改め、同条中「体育」を「スポーツ」に、「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第2条第1項及び第3条中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

第4条第1項中「競艇企業局」を「ボートレース企業局」に改め、同条第2項中「競艇企業局長」を「ボートレース企業局長」に改める。

第9条から第11条までの規定並びに第12条第1項及び第2項第3号中「競艇事業」を「ボートレース事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（大村市職員定数条例の一部改正）

2 大村市職員定数条例（昭和24年大村市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「競艇企業局」を「ボートレース企業局」に改める。

令和3年11月30日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

競艇企業局の名称をボートレース企業局に変更するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第94号議案

大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（モーターボート競走を開催する日に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月30日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

年末年始の場外発売日に勤務する従事員に年末年始手当を支給するため、この条例案を提出するものである。

第95号議案

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「404,000円」を「408,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

第12条の見出し及び第13条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第13条の2中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第25条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,450円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 470円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 450円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 900円

第25条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第6項中「第25条」を「第25条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第7項、第8項、第10項、第11項、第14項、第15項及び第17項から第20項までの規定中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条、第13条及び第13条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条の2第1項の改正規定及び次項の規定 令和4年1月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条の2第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年11月30日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金及び国民健康保険税の被保険者均等割額について必要な見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

第96号議案

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第53条・第54条」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施

設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあり、及び

「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月30日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、特定教育・保育施設等における諸記録について電磁的記録による作成等を認めるため、この条例案を提出するものである。

第 9 7 号議案

大村市工場設置奨励条例の一部を改正する条例

大村市工場設置奨励条例（昭和 3 7 年大村市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

工場設置の奨励措置の適用期間を延長するため、この条例案を提出するものである。

第 98 号議案

大村市裏見の滝自然花苑条例の一部を改正する条例

大村市裏見の滝自然花苑条例（平成 8 年大村市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「4 月」を「3 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

裏見の滝自然花苑の入場料を納入すべき期間を変更するため、この条例案を提出するものである。

第 99 号議案

工事施行に関する基本協定の変更について

令和元年 7 月 2 日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村線松原・竹松駅間車両基地（仮称）新駅設置工事」に関する基本協定について、協定金額及び竣工期限を次のとおり変更する。

1 協定金額

変更前 184,095,000円

変更後 156,272,000円（27,823,000円の減額）

2 竣工期限

変更前 令和4年3月31日

変更後 令和5年3月31日

令和3年11月30日提出

大村市長 園田裕史

第100号議案

工事施行に関する基本協定の変更について

令和2年6月12日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村線竹松・諏訪駅間新大村（仮称）新駅他新設工事」に関する基本協定について、協定金額及び竣工期限を次のとおり変更する。

1 協定金額

変更前 769,454,000円

変更後 601,351,000円（168,103,000円の減額）

2 竣工期限

変更前 令和4年9月30日

変更後 令和5年3月31日

令和3年11月30日提出

大村市長 園田裕史

報告第12号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年11月30日提出

大村市長 園田裕史

専決第13号

専 決 処 分 書

令和3年6月25日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「環境センター火災事故に伴う2号炉及び3号炉復旧工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により専決処分する。

令和3年10月25日

大村市長 園 田 裕 史

変更前 473,000,000円

変更後 482,651,400円（9,651,400円の増額）

報告第13号

専決処分の報告について

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年11月30日提出

大村市長 園田裕史

